

個人浄化槽を 設置されている方へ

浄化槽の維持管理は

大丈夫ですか？

① 法定検査を受けましょう

法定検査は、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です。

② 保守点検を受けましょう

保守点検は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上(年間3回以上)となります。

③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。

《ご注意ください》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽の維持管理は法定検査、保守点検、清掃を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。

【検査申込み機関】

公益社団法人

和歌山県水質保全センター

〒640-8032

和歌山市南大工町26(環境会館)

(☎073・432・6433)

<http://wakayama-suiho.or.jp>

【お問い合わせ先】

上下水道課

(☎03・3805)



情報公開制度および 個人情報保護制度の 実施状況

「情報公開制度」は、町が保有する情報(公文書等)をみなさまからの請求に応じて公開すること、より開かれた町政を推進し、みなさまとの信頼・協力関係を深めようとする制度です。

令和4年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

・ 公文書開示請求件数……1件

決定状況……1件

・ 審査請求の件数……0件

また、「個人情報保護制度」は、町が保有する個人情報の保護を図るための適正な手続きなどを定めた制度で、自分の個人情報の開示や個人情報の訂正、利用停止を請求することができます。令和4年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

・ 開示請求件数……0件

・ 訂正請求および利用停止等の

受付件数……0件

【お問い合わせ先】

総務課(☎63・2051)

「ごみの出し方」に ご注意ください

最近、地元のごみカゴ・粗大ごみ置き場以外の場所にごみが棄てられていたり、回収できないごみが棄てられている、という通報が多く寄せられています。

ごみを棄てる際には、収集日程をご確認の上、必ずお住まいの地区が指定するごみ集積場所をご利用ください。

また、ごみの分別にもご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎03・3800)



人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

1月17日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

【お問い合わせ先】

日高町社会福祉協議会

(☎63・2751)



20歳になったら国民年金

▼国民年金の加入は

20歳から

20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。

▼国民年金(基礎年金)には

3つのメリット

① 老後を支えます

老齢基礎年金

② 病気やけがで障害の状態になったときに支えます

障害基礎年金

③ 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

遺族基礎年金

▼保険料納付は

便利な口座振替を!

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず大変便利です。また、納め忘れも防

げます。口座振替手続きは、金融機関窓口で納付書と預金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、手続きをしてください。

※また、令和5年2月中に口座振替を申し込めば国民年金保険料の2年前納が可能になります。(支払保険料が多少割引となります)

▼保険料を

納められないとき

申請免除制度・若年者納付猶予・学生納付特例制度があります。本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

手続きをせず保険料を未納のままにすると、将来年金を受給できなくなる場合があります。

▼世代と世代の支え合い

公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

▼国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金(☎フリーダイヤル0120・65・4192)まで。

【お問い合わせ先】

住民生活課

(☎63・3800)

田辺年金事務所

(☎0739・240432)

